

## ポスター掲示場の謎に迫る！

選挙が近くなると、街のあちこち、皆の学校付近にも右の写真のようなものを見掛けることがあると思います。

「ポスター掲示場」というものですが、ただ見ただけでは「??」のことも多いと思います。

そこで今回は、ポスター掲示場を巡る「謎」に迫ります。



### 謎その1 何のためにあるの？

選挙運動の一つとして、掲示場1箇所には候補者1人につき1枚のポスターを貼ることが認められています。

実際にポスターが貼られた掲示場  
(昨年10月の衆議選挙時)



### 謎その2 市内にどのくらいあるの？

設置する箇所数は有権者数と投票区の面積に応じて「公職選挙法」という法律で決まっています。最近の選挙では市内260箇所に設置しています。



候補者数が多い市議会議員選挙のポスター掲示場の幅は5m以上に！

### 謎その3 番号は何のためにあるの？

立候補の届出をした時の届出順に貼るようになっていきます。届出順が3番の候補者は掲示場の「3」のところ自分のポスターを貼ります。

### 謎その4 イタズラしたらどうなるの？

ポスター掲示場に貼っているポスターを破ったり、掲示板そのものを壊したりすると…「選挙の自由妨害罪」に当たり、選挙違反になります。「いたずら」も同様で、処罰の対象になるので、絶対にしないように！！

## 明るい選挙啓発作品展

市内の児童・生徒の皆さんから募集した明るい選挙を呼び掛けるポスター・

習字作品の中から、入選作品を展示した作品展を開催します。

日時 令和4年2月9日(水曜日)～2月20日(日曜日)

会場 あかがねミュージアム アート工房展示スペース(1階は開館しています)

今年度はポスター53作品、習字332作品、計385作品の応募がありました。多数のご応募、ありがとうございました。作品募集は来年度も行う予定です。皆さんの積極的な応募を期待しています。

